3　前項第二号の規定による公衆の閲覧は、閲覧所を設け、又はインターネットを利用して閲覧に供する方法によらなければならない。

4　第二項第二号に掲げる方法で公表した場合においては、当該年度の三月三十一日まで掲示し、又は閲覧に供しなければならない。

5　公共施設等の管理者等は、少なくとも毎年度一回、十月一日を目途として、第一項の規定により公表した策定の見通しに関する事項を見直し、当該事項に変更がある場合には、変更後の当該事項を公表しなければならない。

**第三条**　前条第二項から第四項までの規定は、変更後の策定の見通しに関する事項の公表の方法について準用する。

（事業契約の内容の公表）

**第四条**　法第十条の二第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　契約金額（契約金額が存在しない場合を除く。）

二　契約終了時の措置に関する事項

2　公共施設等の管理者等は、特定事業に係る事業契約を締結したときは、当該特定事業ごとに、公衆の見やすい場所に掲示し、又は公衆の閲覧に供する方法で、当該事業契約の内容（国の安全若しくは外交上の秘密又は犯罪の捜査に係るものを除く。）を公表しなければならない。

3　第二条第三項の規定は、前項の規定による公衆の閲覧について準用する。

4　公共施設等の管理者等は、第二項の特定事業について契約金額の変更を伴う事業契約の変更をしたときは、変更後の事業契約の内容及び変更の理由を公表しなければならない。この場合においては、前二項の規定を準用する。

5　第二項又は前項の規定により公表した事項については、少なくとも、公表した日の翌日から起算して一年間が経過する日まで掲示し、又は閲覧に供しなければならない。

（公共施設等運営権実施契約に定める事項）

**第五条**　法第十条の九第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第十条の七の規定により費用を徴収する場合には、その旨及びその金額又はその金額の決定方法

二　契約終了時の措置に関する事項

三　公共施設等運営権実施契約の変更に関する事項

（公共施設等運営権実施契約の内容の公表）

**第六条**　法第十条の九第二項に規定する内閣府令で定める事項は、前条第一号及び第二号に掲げる事項（同条第一号に掲げる事項にあっては、公にすることにより、当該公共施設等運営権者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあるものを除く。）とする。

2　公共施設等の管理者等は、公共施設等運営事業に係る公共施設等運営権実施契約を締結したときは、当該公共施設等運営事業ごとに、公衆の見やすい場所に掲示し、又は公衆の閲覧に供する方法で、当該公共施設等運営権実施契約の内容（国の安全若しくは外交上の秘密又は犯罪の捜査に係るものを除く。）を公表しなければならない。

3　第二条第三項の規定は、前項の規定による公衆の閲覧について準用する。

4　第四条第五項の規定は、第二項の規定による公表について準用する。

**附　則**

この府令は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十七号）の施行の日（平成二十三年十一月三十日）から施行する。

## ○内閣府令第六十六号

公共施設等運営権登録令（平成二十三年政令第三百五十六号）の規定に基づき、公共施設等運営権登録令施行規則を次のように定める。

平成二十三年十一月二十八日

内閣総理大臣　野田　佳彦

# 公共施設等運営権登録令施行規則

目次

第一章　総則（第一条―第三条）
第二章　登録記録等
　第一節　登録記録（第四条―第八条）
　第二節　登録に関する帳簿（第九条―第十四条）
　第三節　雑則（第十五条）
第三章　登録手続
　第一節　申請書記載事項及び添付書面（第十六条―第二十二条）
　第二節　登録申請の手続
　　第一款　申請（第二十三条―第二十九条）
　　第二款　受付等（第三十条―第三十四条）
　　第三款　登録済証（第三十五条）
　　第四款　登録名義人が登録済証を提出しなければならない登録等（第三十六条）
　　第五款　登録済証の提出がない場合の手続（第三十七条・第三十八条）
　　第六款　公共施設等立地図（第三十九条・第四十条）
　　第七款　登録すべきものでないとき（第四十一条）
　第三節　表題部の登録事項（第四十二条―第四十六条）
　第四節　権利部の登録事項
　　第一款　通則（第四十七条―第五十四条）
　　第二款　抵当権に関する登録（第五十五条―第六十三条）
　　第三款　信託に関する登録（第六十四条・第六十五条）
　　第四款　仮登録（第六十六条―第六十八条）
　第五節　雑則（第六十九条―第七十三条）
第四章　登録事項の証明等（第七十四条―第八十条）
附則

## 第一章　総則

（定義）

**第一条**　この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　添付書面　登録の申請をする場合において、公共施設等運営権登録令（以下「令」という。）第十七条本文若しくは令第二十四条の規定、第三章の規定又はその他の法令の規定によりその申請書と併せて内閣総理大臣に提出しなければならないものとされている書面をいう。

二　嘱託書　令第十二条第一項に規定する登録の嘱託において、同条第二項において準用する令第十三条の規定により嘱託者が内閣総理大臣に提出しなければならない書面をいう。

三　順位事項　第四十七条第一項の規定により権利部に記録される番号（以下「順位番号」という。）及び同条第二項の規定により権利部に記録される符号をいう。

四　公共施設等立地図　別表第二の八の項添付書面の欄ホの図面をいう。

五　申請書　申請書記載事項を記載した書面をいう。

六　公共施設等運営権番号　第四十二条の規定により表題部に記録される番号、記号その他の符号をいう。

（登録の前後）

**第二条**　登録の前後は、登録記録の同一の区（第四条第二項の甲区又は乙区をいう。以下同じ。）にした登録相互間については順位番号、別の区にした登録相互間については受付番号による。